

飯豊町告示第46号

飯豊町建設工事等級格付審査基準を次のように定める。

平成28年5月20日

飯豊町長 後藤 幸平

飯豊町建設工事等級格付審査基準

飯豊町建設工事等級格付審査基準（平成24年告示第42号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 飯豊町が行う建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の競争入札に参加することができる資格を有する者（飯豊町に本店を有する建設業者に限る。）の等級の決定（以下「等級格付」という。）を定めることを目的とする。

（等級格付する建設工事の種類）

第2条 等級格付は次の建設工事の種類について実施するものとする。

土木一式工事
建築一式工事
管工事
ほ装工事
水道施設工事

（等級格付の方法）

第3条 等級は総合点数、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果通知書（直近のもの。以下「経営事項審査」という）の技術職員数及び経営事項審査の許可区分により格付けする。

（総合点数）

第4条 総合点数は、第5条に定める客観的事項審査で得た数値に、第6条に定める主観的事項審査で得た数値を加えた点数とする。

（客観的事項審査）

第5条 客観的事項審査は、経営事項審査の総合評定値（P）により行うものとする。

2 経常建設共同企業体については、前項により算定した各構成員の合計数値を構成員数で除したものとする。

(主観的事項審査)

第6条 主観的事項審査は、次の各号に基づき算定された数値の合計数値により行うものとする。

- (1) 等級格付をしようとする年度の前年度に完成検査が終了した飯豊町発注工事の工事評点の平均値(小数点以下四捨五入。以下同じ。)ただし、前年度に完成検査が終了した飯豊町発注工事が3件未満の場合は、前々年度に完成検査が終了した飯豊町発注工事の工事評点を加えた平均値。(前年度及び前々年度を加えた実績が3件未満の場合は0点とする)
 - (2) 等級格付をしようとする年度の前年度において建設業者として指名停止を受けた業者は、別表第1に定めるとおり減点する。
- 2 経常建設共同企業体については、前項により算定した各構成員の合計数値を構成員数で除したものとする。

(等級格付の区分)

第7条 等級の区分は、別表第2に定めるとおりとする。

(等級格付の有効期間)

第8条 この基準によりおこなわれた等級格付は、次の等級格付が適用されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

(雑則)

第9条 その他の工事の種類について等級格付を行う必要がある場合は、この基準を準用する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成28年5月20日から施行する。

別表第 1 (第 6 条第 2 号関係)

項目	数値 (指名停止 1 回あたり)
指名停止期間が 3 ヶ月以内	- 20 点
指名停止期間が 6 ヶ月以内	- 40 点
指名停止期間が 12 ヶ月以内	- 60 点
それ以外	- 80 点

別表第 2 (第 7 条関係)

土木一式工事等級	条件
A	総合点数が 800 点以上 特定建設業許可 1 級技術者 2 名以上
B	総合点数 750 点以上 一般建設業許可以上 1 級技術者 2 名以上
C	総合点数 750 点未満 一般建設業許可以上 1 級又は 2 級技術者 1 名以上若しくは実務経験者 1 名以上
D	土木一式工事等級条件に該当しないもの
建築一式工事等級	条件
A	総合点数 850 点以上 特定建設業許可 1 級技術者 1 名以上
B	総合点数 650 点以上 一般建設業許可以上 1 級又は 2 級技術者 1 名以上
C	総合点数 650 点未満 一般建設業許可以上 1 級又は 2 級技術者若しくは実務経験者 1 名以上

管工事等級	条件
A	総合点数650点以上 一般建設業許可以上 1級又は2級技術者1名以上
B	総合点数650点未満 一般建設業許可以上 1級又は2級技術者若しくは実務経験者1名以上
C	管工事等級条件に該当しないもの
ほ装工事等級	条件
A	総合点数750点以上 特定建設業許可 1級技術者2名以上
B	総合点数650点以上 一般建設業許可以上 1級技術者1名以上
C	総合点数650点未満 一般建設業許可以上 1級又は2級技術者若しくは実務経験者1名以上
D	ほ装工事等級条件に該当しないもの
水道施設工事等級	条件
A	総合点数680点以上 一般建設業許可以上 1級技術者1名以上
B	総合点数680点未満 一般建設業許可以上 1級又は2級技術者若しくは実務経験者1名以上
C	水道施設工事等級条件に該当しないもの

上表の「実務経験者」とは、建設業法第7条第2号口に準ずる「10年以上の実務経験を有するもの」をいう。